

さいたま市地域公共交通協議会東西交通専門部会運営規程（案）

（趣旨）

第1条 この運営規程は、さいたま市地域公共交通協議会東西交通専門部会設置規程（以下「設置規程」という。）第10条の規定に基づき、さいたま市地域公共交通協議会東西交通専門部会（以下「部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（部会長の任期）

第2条 部会長の任期は部会を組織する委員（以下「部会員」という。）の在任期間とする。ただし、部会長が欠けた場合における新たに選任された部会長の任期は、前任者の残任期間とする。

（招集）

第3条 部会長は、部会開催の日の7日前までに、部会開催の日時、場所及び協議の事項を部会員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

（会議録）

第4条 部会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成しなければならない。

- (1) 部会の日時及び場所
- (2) 出席した部会員
- (3) 協議の経過

2 会議録には、部会長の指名した2人以上の部会員が署名しなければならない。

（その他）

第5条 この規程に定めるもののほか部会の運営に関し必要な事項は、部会が別に定める。

附 則

この運営規程は、令和 年 月 日から施行する。